



大津市公報

平成 28 年 9 月 30 日
号外 (第 61 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次	
条 例	
80 大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例.....	1
81 平成28年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	1
82 大津市市税条例の一部を改正する条例.....	1
83 大津市手数料条例の一部を改正する条例.....	3
84 大津市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例.....	4
85 大津市水道事業給水条例及び大津市下水道条例の一部を改正する条例.....	4
86 大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例.....	6
87 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....	6

条 例

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例を公布する。
平成28年 9月30日

大津市長 越 直 美

大津市条例第80号

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例
大津市役所支所設置条例（昭和24年条例第45号）の一部を次のように改正する。
別表平野支所の項中「大津市打出浜10番30号」を「大津市馬場三丁目15番45号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

平成28年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成28年 9月30日

大津市長 越 直 美

大津市条例第81号

平成28年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
平成28年度における職員の給与の特例に関する条例（平成28年条例第14号）の一部を次のように改正する。
附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。
2 平成28年10月1日から同月31日までの間における市長の給料月額に係る第1条の規定の適用については、同条中「100分の30」とあるのは、「100分の60」とする。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

大津市市税条例の一部を改正する条例を公布する。
平成28年 9月30日

大津市長 越 直 美

大津市条例第82号

大津市市税条例の一部を改正する条例
大津市市税条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。
附則第16条第2項から第4項までの規定中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改める。

附則第18条の4第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第18条の4第1項」を「附則第18条の5第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第18条の4第1項」を「附則第18条の5第1項」に改め、同項第3号中「附則第18条の4第1項」を「附則第18条の5第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「特定給付補てん金等」を「特定給付補填金等」に改め、同項第4号中「附則第18条の4第1項」を「附則第18条の5第1項」に改め、同条第3項中「第38条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第18条の4第3項」を「附則第18条の5第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第18条の4第3項」を「附則第18条の5第3項後段」に改め、「、第39条の9第1項中「第38条第4項」とあるのは「附則第18条の4第4項」とを削り、同項第3号中「附則第18条の4第3項」を「附則第18条の5第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第18条の4第3項」を「附則第18条の5第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第18条の4第3項」を「附則第18条の5第3項前段」に改め、同条を附則第18条の5とし、附則第18条の3の次に次の1条を加える。
(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第38条及び第39条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第39条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

第39条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

第39条の6から第39条の8まで、第39条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第39条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第39条の7第1項前段、第39条の8、第39条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第39条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

第40条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

附則第5条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第38条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第39条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住

者等所得相互免除法第12条第 6 項及び第16条第 3 項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第39条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の 3 の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第40条の 3 第 1 項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第40条の 4 第 1 項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

第39条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の 4 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

第39条の 6 から第39条の 8 まで、第39条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第39条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の 4 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第39条の 7 第 1 項前段、第39条の 8、第39条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の 4 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第39条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の 4 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

第40条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の 4 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第 7 条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

附則第 5 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の 4 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の 4 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成29年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第16条の改正規定及び次条の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 2 条 改正後の附則第16条の規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 改正後の附則第18条の 4 の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第12条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第12条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

.....

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年 9 月30日

大津市長 越 直 美

大津市条例第83号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 号に次のように加える。

サ 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第19条

別表第 1 項中「300円」の次に「。ただし、民間端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書等の交付を受けようとする者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード(電子署名

等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録がされたものに限る。)を利用して必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)により証明書を交付する場合にあっては、200円とする。」を加え、同表第4項を次のように改める。

4 個人印鑑等に関する証明

個人印鑑に関する証明書の交付 1通につき 300円。ただし、民間端末機により交付する場合にあっては、200円とする。

認可地縁団体印鑑に関する証明書の交付 1通につき 300円

別表第11項を次のように改める。

11 住民票の写し等の交付

住民票の写し(磁気ディスクをもって調製された住民票に記録されている事項を記載した書類をいう。)の交付 1通につき 300円。ただし、民間端末機により交付する場合にあっては、200円とする。

戸籍の附票(磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類を含む。)の写しの交付 1通につき 300円

附 則

この条例は、平成29年1月4日から施行する。ただし、第5条第4号に次のように加える改正規定は、平成28年11月30日から施行する。

大津市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年9月30日

大津市長 越 直 美

大津市条例第84号

大津市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

大津市民生委員の定数を定める条例(平成26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

「635人」を「654人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

大津市水道事業給水条例及び大津市下水道条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年9月30日

大津市長 越 直 美

大津市条例第85号

大津市水道事業給水条例及び大津市下水道条例の一部を改正する条例

(大津市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 大津市水道事業給水条例(昭和33年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「超過料金との」を「従量料金との」に改め、同項の表(備考を除く。)を次のように改める。

用途別	基本料金		従量料金 (1立方メートルにつき)
	メーターの口径	金額	
一般用	20ミリメートル以下	1,090.80円	10立方メートルまで 5.40円 10立方メートルを超え30立方メートルまで 157.68円
	25ミリメートル	2,170.80円	30立方メートルを超え50立方メートルまで 182.52円
	40ミリメートル	7,290.00円	50立方メートルを超え100立方メートルまで 206.28円
	50ミリメートル	14,828.40円	100立方メートルを超え200立方メートルまで 231.12円
	75ミリメートル	38,761.20円	200立方メートルを超えるもの 255.96円
	100ミリメートル	86,432.40円	

	150ミリメートル	233,517.60円	
	200ミリメートル以上	491,788.80円	
公衆浴場用		6,285.60円	100立方メートルを超えるもの 68.04円

第36条第 1 項を次のように改める。

検針日の翌日から次の検針日までの期間（以下「検針期間」という。）の途中で水道の使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合における基本料金及び従量料金の額は、次に定めるところにより算定した額とする。

基本料金 第31条第 1 項の表に定める基本料金の額に、別表第 2 の左欄に掲げる検針期間における水道の使用日数の区分に応じ、同表の中欄に掲げる数値を乗じて得た額。ただし、水道の使用を開始した日の属する検針期間と同一の検針期間にその使用を中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合で、その使用日数が15日以下であるときは、第31条第 1 項の表に定める基本料金の額とする。

従量料金 別表第 2 の左欄に掲げる検針期間における水道の使用日数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる月数で使用水量を均等に按分したものを 1 月の使用水量としてそれぞれ第31条第 1 項の表の従量料金の欄に定めるところにより算定した額

第36条第 2 項中「月」を「検針期間」に改め、同条第 3 項を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第36条関係）

15日以下	0.5	1月
16日以上35日以下	1	1月
36日以上45日以下	1.5	2月
46日以上65日以下	2	2月
66日以上75日以下	2.5	3月
76日以上95日以下	3	3月
96日以上105日以下	3.5	4月
106日以上125日以下	4	4月

（大津市下水道条例の一部改正）

第 2 条 大津市下水道条例（昭和43年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の 1 項を加える。

- 前項の規定にかかわらず、第16条の規定による汚水の排出量の算定に係る期間の途中で公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合における使用料の額は、大津市水道事業給水条例（昭和33年条例第16号）第36条第 1 項の規定による検針期間の途中で水道の使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合における水道料金の算定方法の例により算定した額とする。

第16条の 4 を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（大津市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第 1 条の規定による改正後の大津市水道事業給水条例（以下「新給水条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用水量に係る料金について適用し、施行日前の使用水量に係る料金については、なお従前の例による。
- 前項の場合において、施行日の前日直前の直近の検針日の翌日から施行日以後の最初の検針日までの間（以下「経過措置対象期間」という。）の使用水量（以下「経過措置対象使用水量」という。）に係る料金は、附則別表の算式により算定した額とする。

- 4 新給水条例第34条第2項の規定により隔月にメーターを検針して使用水量を算定する場合の経過措置対象期間における各月の使用水量に係る料金については、経過措置対象使用水量を2分した水量(水量が同じになるように2分するものとし、その水量に1立方メートル未満の端数があるときは当該2分する水量のうち前半の月に係る水量は1立方メートル未満の端数を切り上げ、後半の月に係る水量は1立方メートル未満の端数を切り捨てる。)を各月の使用水量としてそれぞれ前項の規定を適用して算定するものとする。この場合において、同項中「の使用水量(以下「経過措置対象使用水量」という。)」とあるのは「における各月の使用水量」と、附則別表中「経過措置対象使用水量」とあるのは「経過措置対象期間における各月の使用水量」とする。
- 5 この条例の施行の際現に使用されている口径30ミリメートルのメーターについて新給水条例第31条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「40ミリメートル」とあるのは、「30ミリメートル又は40ミリメートル」とする。
(大津市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 第2条の規定による改正後の大津市下水道条例の規定は、施行日以後の汚水の排出量に係る使用料について適用し、施行日前の汚水の排出量に係る使用料については、なお従前の例による。
- 7 前項の場合において、施行日を含む汚水の排出量の算定に係る期間の途中で公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合(施行日前の日から施行日以後の日まで引き続き使用している場合に限る。)における汚水の排出量に係る使用料の額は、附則第3項の規定による経過措置対象使用水量に係る水道料金の算定方法の例により算定した額とする。

附則別表(附則第3項関係)

水道料金の算式

$$X = A \times (a / (a + b)) + B \times (b / (a + b))$$

(備考)

Xは、算定する料金(円)

Aは、経過措置対象使用水量について第1条の規定による改正前の大津市水道事業給水条例の規定により算定した料金の額(円)

aは、経過措置対象期間の初日から施行日の前日までの期間の日数(日)

bは、施行日から経過措置対象期間の末日までの期間の日数(日)

Bは、経過措置対象使用水量について新給水条例の規定により算定した料金の額(円)

大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年9月30日

大津市長 越 直 美

大津市条例第86号

大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例

大津市立幼稚園保育料等に関する条例(平成27年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「預かり保育料」を「一時預かり保育料」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「一時預かり事業」とは、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業をいう。

第4条の見出しを「(一時預かり保育料)」に改め、同条各号列記以外の部分中「預かり保育を」を「一時預かり事業を」に、「次の各号に掲げる利用する預かり保育の区分に応じ、当該各号に定める額の預かり保育料」を「1回につき300円の一時的預かり保育料」に改め、同条各号を削る。

第5条中「預かり保育料」を「一時預かり保育料」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年9月30日

大津市長 越 直 美

大津市条例第87号

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和42年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表大津市立平野公民館の項中「大津市打出浜10番30号」を「大津市馬場三丁目15番45号」に改める。

別表第23号の表を次のように改める。

室名	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後10時まで
大会議室	円 3,670	円 3,670	円 4,590
第 1 会議室	1,150	1,150	1,440
第 2 会議室	1,150	1,150	1,440
第 3 会議室	520	520	650
和室	730	730	910
調理実習室	1,150	1,150	1,440

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。